



- ◆事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど（ホームページに毎月掲載）
- ◆最新情報をメールでお知らせします。 **登録はこちらから** ⇒

1. 標準給与月額算定基礎届の入力・提出ありがとうございました！

2024年10月からの「標準給与月額算定基礎届」について、ご入力及びご提出いただきありがとうございました。いただいた給与情報に基づき、令和6年10月～翌年9月までの1年間の掛金の金額が決定します。その間、異動や雇用形態の変更等に伴う給与変更があっても掛金変更はできません。

【留意点】

- 決定した掛金は、9月下旬頃に月額算定基礎決定に関する通知文を発行します。
- 決定通知の内容に誤りがある、申請を誤ってしまったなど、修正を要する場合は、「標準給与月額算定基礎 訂正届」を10月10日（木）までに市社協宛に送付をお願いします。

※9月1日以降は電子システムでは訂正ができません。紙提出の訂正届のみ受付が可能です。

標準給与月額算定基礎届について、ご不明な点がございましたら年金共済担当までお問合せください！

2. 注意事項

日頃より電子申請システムをご活用いただきありがとうございます。下記に申請する際の注意事項を記載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

●電子申請システムで加入者の氏名を登録する場合

「氏」及び「名」を入力した際に後ろにスペース（空白）を入れないようにしてください。「氏（空白）」+「名」で登録するとデータエラーになり、請求に関する手続きに遅れが生じる場合がございます。

●電子申請システムで姓がない国の方を登録する場合

姓がない国の方の場合、「名（後ろの入カマス）」のみに入力してください。「氏」に入カシ「名」をスペース（空白）にするとエラーになります。

●書類の宛先について

年金共済宛の送付物には「年金共済担当」とご記載ください。

〒231-8482

横浜市中区桜木町1丁目1番地 横浜市健康福祉総合センター7階

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 **年金共済担当** 行

※「年金共済担当」の記載がない場合、送付物が横浜市社協内の別の部署に届き、締切日までに受付されずに翌月処理となってしまう可能性があります。

3. 9月の事務スケジュール

- ①【提出書類の締切日】 **施設・団体** ⇒⇒⇒⇒ **社協（共済担当）** **9/10 締切**
※10日が土日祝の場合は前営業日が締切となります。

- ②【給付金振込日（8/10≠受付分）】 **9/10 予定**
【支給通知書の発行 9/10 振込分】 **9/10 頃予定**

- ③【加入者の承認通知書・掛金請求書等（9/10≠受付分）】
社協（共済担当） **9/20 頃発行予定** ⇒⇒⇒⇒ **施設・団体**

※払込取扱票は自動振替の受付中または諸事情により遅延中の施設様のみ郵送します。
それ以外の書類はログインが困難かつ「郵送希望あり」の施設様のみとなります。